

No.70

おさめーるだより

令和5年4月25日(火)  
発行:税務課収納整理係  
22-1111  
(内線231・232)

新年度が始まり、令和5年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料については、既に対象者の方に納税通知書を送付しています。市税は、納税者の皆さんに納期限内に納めていただくものです。税金を納期限内に納めないと、税務課から督促状が送付されます。督促状発送後も納付がなされず未納が続いた場合、財産の調査を行い、差押えになります。このような事態にならないよう、納付できない事情がある方は、速やかに税務課収納整理係までご連絡ください。

## 令和5年度 市税等納期限一覧表

今年度の市税の納期限です。市税は納期限内に納付しましょう。

納期限	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者 医療保険料 ・ 介護保険料	口座振替申請期限
令和5年5月1日					1期	令和5年3月27日
令和5年5月31日	全期	全期・1期				令和5年4月26日
令和5年6月30日			全期・1期		2期	令和5年5月26日
令和5年7月31日		2期		全期・1期		令和5年6月26日
令和5年8月31日			2期	2期	3期	令和5年7月27日
令和5年10月2日				3期		令和5年8月28日
令和5年10月31日			3期	4期	4期	令和5年9月26日
令和5年11月30日				5期		令和5年10月26日
令和5年12月25日		3期		6期	5期	令和5年11月20日
令和6年1月31日			4期	7期		令和5年12月27日
令和6年2月29日		4期		8期	6期	令和6年1月25日

※「全期」は、口座振替の全期前納を行う納期限です。

※上記の口座振替申請期限は、あくまで目安となります。

ご希望される場合は、直接金融機関へ出向き、お早めの手続きをお願いします。

納付書で金融機関及びコンビニや、スマートフォンアプリ決済サービスで納付できます

## ◆徴収・納税相談などの担当地域役割

4月の人事異動に伴い、担当地区が変更になっています。



収 納 整 理 係	長瀬 正行	総括、法人、榕城校区(洲之崎・天神町・上之原町・美浜町)、上西校区全域、国上校区全域	内線 232
	三枝 幸太郎	榕城校区(松畠・小牧・竹鶴・小牧野・朝日が丘、平田、池田)、安納校区全域、現和校区全域	内線 231
	大田 真奈美	榕城校区(西町・東町・中野・今年川・桃園・鴨女町、野首)、立山校区全域、中割校区全域、古田校区全域、管外地域(県外、県内、鹿児島市、島内)	内線 231
	熊野 大志	榕城校区(田屋敷・中西・中目・岳之田・本立・納曾・城・牧之峯)、下西校区全域、伊関校区全域、住吉校区全域、安城校区全域	内線 232
管 理 係	美坂 達也	収納・管理担当(督促、口座振替)	内線 228
	野村 育美	収納・管理担当	

## 滞納処分について

### ○滞納処分とは

税金にはそれぞれに納付の期限が定められており、その期限を経過しても完納とならない場合、督促状を発送しなければなりません。

滞納処分とは、督促状を発送した日から起算して、10日を経過しても税金を完納しない場合、納期限内納税者との公平性を保つために、国税徴収法第47条に基づいて行います。主に預貯金や生命保険、給与、動産や不動産等を差押えて、これを換価し、滞納税額に充当する一連の強制処分です。

今回は滞納処分の一つである、自動車のタイヤロックについて記載します。

## 軽自動車のタイヤロックについて

### ○タイヤロックの意義

タイヤロックは、自動車のタイヤに取り付ける金属器具のこと(右写真)で、国税徴収法第71条第5項に基づき保管命令の一環として保管命令と同時に自動車の運行をさせないために行います。保管命令を行う場合はサイドミラーに「公示書」も取り付けることとなります。

保管命令とは別に、徴収職員は、国税徴収法第71条第3項に基づき自動車の引渡命令を行うことが出来ます。引渡命令とは、差押を行った自動車について引渡を命じることです。自動車の引渡命令後に徴収職員がタイヤロックを行うこととなります。

